

別添 1

平成 29 年度架空請求詐欺被害防止啓発放送等業務仕様書

1 件 名

平成 29 年度架空請求詐欺被害防止啓発放送等業務

2 委託期間

契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1) 特殊詐欺の被害に遭われている方のほとんどが、「特殊詐欺については知っていたが、自分は大丈夫だと思っていた」との実態を踏まえ、県では「特殊詐欺、ひとつとじゃない！」キャンペーンを実施して、単なる周知ではなく、消費者の危機意識や当事者意識の醸成を図っています。広報啓発等により被害件数は減少傾向にありますが、昨年度から今年度にかけて、幅広い年代が詐欺被害にあっており、その手口や被害に遭わないための方策を周知するために、より効果的な広報媒体を活用した啓発の実施を目的とします。
- (2) テレビ放送局と県との共同キャンペーンを実施してください。その局報等を、幅広い世代が視聴しやすい時間帯に放送して下さい。
- (3) 局報等を制作する場合は、対象者に対してインパクトがある内容にしつつ、あまり華美にならず、県民にとって親しみやすく、わかりやすい構成及び内容にしてください。
- (4) 共同キャンペーンに関する局報、CM、番組、印刷物、ホームページ等を制作する場合は、消費者被害防止キャンペーンのキャッチフレーズ及び消費者被害防止啓発イメージキャラクター（くらし安全・消費生活課から別途提供）並びに信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート）を入れてください。

4 委託する業務の内容

(1) テレビ放送を中心とした架空請求詐欺被害防止共同キャンペーンの実施

ア 県で実施している「特殊詐欺、ひとつとじゃない！」キャンペーンの効果的な内容周知が図れれば、放送の内容・方法は特に問いません。（特集番組、イベントでの広報啓発も可）ただし局報は必須としてください。

イ 放送期間は平成 29 年 9 月 1 日（金）から平成 30 年 1 月 31 日（水）までとします。

ウ テレビ放送の他、自社のホームページ、SNS 広告等の効果的な啓発が期待できる広報媒体を活用しても構いません。

エ その他

(ア) 放送内容、放送日・回数等は提案内容を基本としますが、県くらし安全・消費生活課から別途指示があった場合は、可能な限り、指示に従い放送日等を変更するものとします。

(イ) 制作した局報、CM、番組、印刷物、ホームページ等は放送前に内容の確認をくらし安全・消費生活課に行ってください。ただし、ニュース番組は含みません。

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則 143 条に該当する場合は契約保証金を免除します。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行います。

- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払を請求することができます。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、部分的な業務についてあらかじめ知事の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能です。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）等に基づき適正に行ってください。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

10 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に県に提出してください。
- (2) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書を県に提出してください。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出してください。

- ・放送確認書（放送終了後提出済みの場合は不要）
- ・制作した映像等のコピー
- ・その他、事業実施が確認できる書類、成果品

11 その他

- (1) 本事業は、県が委託する事業ですので、事業の成果等は県に帰属します。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (3) 次の一般的な事項にも注意してください。
- ア 制作する資料が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
- ウ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- エ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
- オ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、県と受託者が協議の上決定します。